

令和元年 第4回定例会

(令和元年12月24日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和元年第4回定例会会議録目次

第1号（12月24日）（火曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	議案第5号上程	-----	7
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第6号及び議案第7号一括上程	-----	13
	提案理由説明	-----	13
	（議案第6号）質疑・討論・表決（原案可決）	-----	14
	（議案第7号）質疑・討論・表決（原案可決）	-----	16
1.	散 会	-----	17

令和元年第4回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
12月24日	火	本会議（第1日）	令和元年度補正予算・条例議案 （提案理由説明・質疑・即決）	
12月25日	水	休会		
12月26日	木	休会	※一般質問通告期限（正午）	
12月27日 ～ 1月14日	金 火	休会		
1月15日	水	本会議（第2日）	一般質問	
会期 12月24日から1月15日までの23日間				

※ 一般質問及び追加議案等がなかったため、第2日（1月15日）の本会議は開かれず、令和元年第4回定例会は12月24日で閉会となった。

令和元年第4回定例会議案

議 案

- 議案第5号 令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）
- 議案第6号 北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和元年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第1号

令和元年12月24日（火曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	邑 山 初 徳 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長代理 春 原 善 幸

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 畠 山 義 昭

次長 華 野 順 一

事務局

松 下 弘 明	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長兼管理係長
濱 畑 信 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課技術主幹兼施設整備係長
池 田 強	総務課主幹兼介護認定審査係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター主管兼管理係長
佐 潟 義 彦	総務課介護認定審査係主査

付議した事件

議案第 5 号 令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 2 号）

議案第 6 号 北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

午前10時03分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。これより、令和元年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番川上洋一議員、10番道上正己議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。12月25日から1月14日までは、休会とします。

1月15日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、第2日の会議については、一般質問通告者がいなかった場合及び新たな議案等がなかった場合は開会せず、本定例会は、本日をもって閉会することとします。

以上が、会期日程等の概要でございます。

なお、一般質問の通告期限は、12月26日正午までとなります。

質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から1月15日までの23日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

日程第3の補正予算議案を個別に上程し、日程第4及び日程第5の条例議案2件を一括上

程いたします。

日程第3、日程第4及び日程第5は、いずれも委員会付託を省略し、即決の取り扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から1月15日までの23日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定いたしました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第5号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第5号、令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

ただいま上程されました令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号について、提案理由を説明します。

今回の補正予算は、歳出において、給与制度見直し等による職員給与費の調整を行ったほか、本組合に在籍経験のある派遣職員に係る退職手当負担金を調整するとともに、歳入において、純繰越金を計上したほか、不用品売払収入の確定見込みによる調整を行ったものです。

本組合職員の給与については、北薩広域行政事務組合職員の給与に関する条例第3条で準用している、出水市職員の給与に関する条例に基づき支給しており、先の出水市議会第4回定例

会にて当該条例の一部改正の条例が可決されていることから、改正内容に基づき、給料と手当等について、補正しようとするものです。

それでは、まず、補正予算第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出の主なものから説明します。

12ページをお開きください。

第2款総務費、1項1目一般管理費の補正額18万円は、給与制度見直し等による調整6万6,000円と本組合に在籍経験があり、来年3月に退職予定の構成市町の職員1人が、本年4月1日の人事異動に伴い昇格したことによる退職手当負担金の調整分11万4,000円です。

給与制度見直し等による職員給与費の調整としては、総務費のほかに、第3款民生費、1項1目介護保険業務費で、11万4,000円減額するほか、第4款衛生費、1項1目じんかい処理費で3万3,000円、2目リサイクル処理費で4万円、3目し尿処理費で2万3,000円、それぞれ増額しています。

4款衛生費、1項1目リサイクル費の不燃物処理施設管理費及び資源化処理施設管理費の財源変更は、11ページの歳入の第7款諸収入、2項1目雑入の不用品の売払収入の確定見込みによる調整によるものです。

これに対する歳入ですが、10ページ、11ページをお開きください。

第6款繰越金、1項1目の繰越金の補正額2,301万6,000円は、平成30年度からの純繰越金です。

次に、第7款諸収入、2項1目雑入の補正額347万5,000円の減額は、先ほど説明したとおり、歳出の財源変更を伴うもので、鉄類、アルミ類、古紙類の売払単価の下落により、売払収入を減額するものです。

次に、第1款分担金及び負担金、1項1目負担金の第1節市町負担金の補正額1,937万9,000円の減額は、これまで説明しました歳入歳出予算の補正に伴い、負担金を調整したほか、じんかい処理施設及びリサイクル処理施設の起債に係る地方交付税が確定したことによるものです。

以上が補正予算の概要であり、今回の補正額は、16万2,000円の増額で、予算規模は、49億3,257万8,000円となるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

3点ほどお伺いいたします。現時点での構成自治体からの出向職員は、それぞれ何人かお答えください。2つ目が出水市、阿久根市、長島町の人事院勧告の実施状況はどうだったかお伺いします。3つ目が本補正予算に特例給与カット廃止による影響額は総額でいくらかお答えください。以上3点お伺いいたします。

(椎木伸一理事長)

3点ほど御質問いただきました。構成市町からの出向職員数ということ、それから人事院勧告の実施状況、そして特例カットによる影響額はいくらかという御質問ですけど、事務局の方から答弁をさせます。

(松崎浩幸総務課長)

議員の御質問にお答えいたします。現在派遣職員は、阿久根市が2人、出水市が4人、長島町が1人でございます。それから人事院勧告を構成市町で行っているかというような御質問だったと思いますがけれども、阿久根市は人事院勧告に従ってということでございます。実施をします。それから長島町についても、人事院勧告については実施をすることでございます。そして、出水市については、人事院勧告は今、除いた形になっております。それから、この給与制度によって給与の見直しがされた訳なのですけれども、出水市に準用している関係で、金額的には今回は給与が上がった職員が14人、下がった職員が6人、そして上がった方、下がった方を差し引きまして、8万8,422円、これが給料の影響額でございます。以上でございます。

(竹原信一議員)

出水市は人事院勧告をそのままやっていないというのは、どのような仕組みでやっているのか、軽く説明してもらえませんか。

(椎木伸一理事長)

出水市の人事院勧告の状況についてでございますけれども、先ほど総務課長の方から話がありました、出水市では第4回定例会の方で、給与の見直し等について検討していただきました。

それが今、可決したところでありまして、今後、人事院勧告の実施に向けては協議して行っていくというような今の状況でございます。

(竹原信一議員)

えっと、そういうことは、人事院勧告は参考にはしているというような感じなのでしょうか。全く見ないで独自にやっているということではないでしょ。どうなのですか。

(椎木伸一理事長)

人事院勧告については、民間との給与の格差等のですね、是正等、国とのバランスもありますので、そういった総合的に勘案して、勧告を詳細に検討し、必要があればそれぞれ給与に反映するというような形での実施をやってありまして、先ほど御質問がありました出水市の方でも今後、そういったことを協議されながら実施されていくというふうに思っております。

(木下孝行議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

私は、ただいま提案されております議案第5号、令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号に問題点を指摘して反対いたします。問題はこの中に含まれている職員給与のことであります。これは、出水市議会第4回定例会で宮田幸一議員が委員長で、私も所属する総務病院委員会が3日間にわたって審査し、審議未了とした経緯があります。阿久根市、長島町選出の議員の皆さんは事の経緯が分かっておられないこともありますので、ここで出水市議会の経緯について、若干御報告をいたします。議長におかれましては、暫くの間、時間をお許しくださいますようお願いいたします。第4回定例会総務病院委員会に付託された一般職の職員の給与について特例カットによらない給与体系を再構築するための所要の改正、そのものについては何ら問題なく、委員全員が賛成でした。特に私は、この間職員給与カットには反対してきておりましたので、この廃止は歓迎するものであります。問題になったのは、この特例給与カットを廃止することでラスパイレス係数が100を超えるということから、出水市の給与が高止まりになっていること等から、当局が、一つ、給与体系の再構築、給与体系の高止まりの要因に応じ職員給与を減額し再格付けを行う。二つ目が人事評価に基づかない特別昇給制度の廃止、この1番、2番は条例改正事項ではない、条例改正必要なしに実施するということですね。3つ目が渡り廃止に伴う現給保障の廃止、この影響を30人が受けるとされています。4つ目が主査昇任の見直し、5つ目が給与特例削減の廃止、この3、4、5は条例改正事項だとされています。当局は以上の5項目を実施する。これに対して組合側は4つの条件を付して合意するという回答の資料が委員会2日目の朝、当局から委員会に提出されました。この回答を合意と判断して良いのか組合執行部の意見聴取をしたところ、合意していないという態度を確認できました。そこで私ども総務病院委員会は、組合との合意が無い提案は判断できないとして審議未了としましたが、最終本会議までに新たな進展があれば、委員会を再開して再度審査することを全会一致で決めました。これを受けて急きょ議会運営委員会が開かれ、委員の過半数の要求で2回目の総務病院委員会を開くことになりましたが、このときは当局の動きがありませんでしたので賛成多数で審議未了とする結論を再度出しました。最終本会議で緊急動議が出され、結果としてこの議案は採決に付され賛成多数で可決をされました。この結果が本補正予算に反映されていることと思います。出水市の提案が適用されると、40歳の職員で年間30万円以上の年収の減額になり、生涯賃金では約2,000万円の削減になるという試算も示され、組

合側は減額に応じないわけではないが、減額のやり方についてももう少し時間をかけて慎重に協議をしたいとする態度のようでありましたけれども、当局は組合が合意しなくても実施すると、非常に強引で硬直した姿勢のままでの提案は、今後の行政運営にしこりを残すことにならないか懸念をしております。議案第5号につきましては、出水市の条例が準用されることから、この北薩広域行政事務組合の職員も、出水から出向職員4人もこの適用を受けることになります。組合から要求されていた4つの条件の中に、人事院勧告の完全実施が組み込まれていましたが、第4回定例会にはこれに関する条例改正は提案されていませんので、現時点では人事院勧告に係る月例給与及び期末勤勉手当は当組合職員にも反映されておられません。構成自治体である阿久根市、長島町では人事院勧告は提案され可決をされていることから、阿久根市と長島町の出向職員2人と1人、それぞれ不利益を被ることになるかと考えます。以上、現時点での問題点を指摘して本補正予算に反対をするものであります。以上です。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(吉元勇議員)

議案第5号について、賛成の立場で討論いたします。

先の出水市の第4回定例会に関して審議した内容をそのまま今回は基準にしての提案でございますが、よく世間では決められない議会といったような言い方がありますが、まさしく第4回定例会での出水市議会の反対する立場にある状況の方々は、まさしく決められない議会を象徴するような議会でありました。つまり、労働組合との協議が完全に収束していないといった判断で、議会はなかなか決められないと、そういう状況では決められないといったことが主な論点でございました。我々は地方自治法により議会に議決を求めている案件があります。まさしくこれもそのとおりであります。決めるところは決める、それを我々が責任を持って決めるところであります。それを先の出水市議会ではその辺の自覚がある者によって賛成多数で議決されました。このことを申し上げて本件については、何ら問題もなく賛成するものであります。以上です。

(竹原信一議員)

事務組合の補正予算について、反対の討論をさせていただきます。

公務員給与については、そもそもの問題があると思います。実態に近いと言われている2017年国税庁の民間給与実態統計調査で、国家公務員を民間と比較すると、平均年収が246万円も高いとなっております。月にして20万円も高いのです。にもかかわらず、今回もですが、人事院はこの20年、国家公務員の給与を上げる勧告をしてきました。なぜそんなことになるかという、人事院が計算する給与基準は大きな企業の正社員だけを見ているからです。政府は労働者の非正規化を進めてきました。それだけではありません。外国人の採用に補助金を出すということまでやっている。日本人はもっと安く働いて企業の株価に貢献しろというわけです。日本国民を貧しくするほどに企業利益は上がり、人事院のでっち上げで公務員の給与は上げることができる、企業献金で政党や政治家も儲かるという仕組みです。役所は縦割りで、しかも役人組織は互いの縄張りを守り合うので、あるはずの監視システムが機能しないのです。

今年、厚生労働省による毎月勤労統計の不正が国会で取り上げられ騒ぎになりました。不正調査が2004年から15年間も続いていました。騒ぎの結果は相変わらずです。実質賃金の推移を各国と比べると、22年前の1990年を100とすれば、スウェーデン138、イギリス125、アメリカ115で、日本は89.7です。日本だけが平均賃金を10パーセントも下げています。おかげで日本は、若者が結婚することも難しいほど庶民は貧しくなっている。人口が減るのは当たり前です。公務員と政府、国会が日本国民の貧困化と人口減少を加速させているのです。私たち地方議員まで役人組織に対する監視義務を放棄し、仲良く儀式を守るとするのは、奈落への流れを守るにすぎないと知ってください。軍人や子供のようにお行儀よく、役人にあてがわれたバッジを誇っているようでは、存在価値がないと私は思うのです。終わります。

(道上正己議員)

ただいま上程されております議案第5号、令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号について、賛成の立場で討論を行います。

第4回定例出水市議会で開かれた内容を中嶋議員より説明もありました。また、次の吉元議員からもそれぞれ討論ありましたけれども、私が一番思ったのが、民間格差言われております。それは公務員だから責任ある立場で市民サービスを提供するという、福祉向上のために努めていただくという、普通一般的にはそれぞれいろんな話もできますけれども、公務員は責任ある立場で仕事をせないかん部分も含めての、給与、人事院勧告もされているかというふうに思っておりますけれども、私もいろんな所に行って国の内容も厳しい状況である、でも国以上のラスパイレスの高い市については、それで交付税措置の算定の仕方も違ってくるんだというふうな勉強もさせていただきました。それぞれ職員の皆さん方は、減額されることによってそれぞれの生活スタイル、環境も変わってくると思いますけど、それなりに皆さん所得に応じた生活体系とか家族構成色々やっているわけですので、それは国の考え方、また地方は地方議会、地方職員として努めていただければ何ら問題はないというふうに思っております、今上程されている案件につきましては賛成と討論いたします。

(木下孝行議長)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これから、議案第5号、令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

(木下孝行議長)

起立多数でございます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《日程第4 議案第6号 ・ 日程第5 議案第7号 一括上程》

(木下孝行議長)

日程第4及び日程第5の条例議案2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由を説明します。

臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されました。

これは、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員制度へ移行するものであり、現在、本組合で任用している臨時職員についても、会計年度任用職員へ移行することから、任用に必要な条例を制定しようとするものです。

この条例は、先の出水市議会第3回定例会で可決されました出水市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用していることから、参考資料として同条例を添付しています。それでは、条例の内容について説明します。

第1条では、この条例は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める旨を規定し、第2条では、出水市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用する旨を規定しています。

なお、準用する出水市の条例では、参考資料にありますとおり、フルタイム、パートタイムそれぞれの会計年度任用職員について、給料、報酬、手当等の支給基準等を定めています。

以上が条例の主な内容になります。

附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を説明します。

本案は、ただいま説明しましたように、地方公務員法及び地方自治法が改正され、北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することに伴い、関係条例の読替規定等を整理をしようとするものです。

それでは、条例の内容について説明します。

第1条は、北薩広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、出水市の条例を準用するに当たり、当該条例中において新たに引用する出水市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を正確に読み替えて適用しようとするものです。

第2条は、北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第1条と同様に出水市の条例を準用する際の出水市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の読み替えに関するものです。

また、この改正に合わせ、既存の引用条例も整理しています。

第3条は、北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正で、地方自治法の改正に伴い、この条例の根拠となる同法の引用条文を改めるとともに、パートタイム会計年度任用職員は、この条例の対象とならないことを明確にしようとするものです。

附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第6号、北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する質疑を許します。

(中嶋敏子議員)

対象となる臨時職員は何人おられるのか。その職種と業務内容、現在の勤務時間、残業することがあるのか、残業時間等も含めてお尋ねいたします。

(椎木伸一理事長)

中嶋議員の方から対象となる臨時職員の人数、業務内容等々、御質問がございました。事務局の方から答弁させます。

(松崎浩幸総務課長)

臨時職員の対象者ということで、現在4人の方がいらっしゃいます。その4人の方の職種でございますけれども、環境センターとリサイクルセンターで計量事務補佐員が1名ずつで2名、それから、総務課施設整備係に1級建築士1名、ボイラータービン主任技術者1名、計4人でございます。勤務時間でございますけれども、勤務時間につきましては、4人全員8時30分から17時までということになっております。7時間30分の勤務時間でございます。残業については、時間外ということでございますけれども、特別受入れを行う場合に残業等が生じるということでございます。以上でございます。

(木下孝行議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案されております議案第6号北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、問題点を指摘して反対いたします。

これは、先ほど理事長の方からも提案理由の説明がありましたように、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い創設された会計年度任用職員に関して様々な規定や給与などの事項を定める条例制定が、出水市議会第3回定例会で制定されたことを受けて、議案第7号を含め非常勤職員について育児休業の対象にしたり、諸手当の支給を可能にするものが含まれており、一見すれば処遇の改善に見えます。しかし、次のような問題を含んでおります。第一にこれまで任期を限った任用には一定の要件が付されてきたのに対して、会計年度任用職員には、入口の規制のない有給任用の職になっており、会計年度ごとの任用と雇止めを自治体の判断で進めることを可能にしていることです。二つ目は、会計年度任用職員の給付について、フルタイム、パートタイムの待遇格差を温存していることであります。フルタイムの処遇が給料及び各種手当の支給対象となり、一定の条件を満たせば退職手当の支給対象になるのに対して、パートタイムは引き続き報酬、費用弁償の対象とされ、通勤費などは従来通り費用弁償の対象となるものの、支給が明文化されたのは期末手当のみとなっております。フルタイムとパートタイムの線引きについては、1分でも正規職員より勤務時間が短ければパートタイムという扱いは、これまでの手当支給に係る判例や国家公務員の期間業務職員の制度よりも後退するものとなっております。ここでは、先ほどの私の質疑に対する回答で該当する職員4名、そして現在の勤務時間は7間30分ですね、正規職員よりわずか15分短いだけで全てパートタイム扱いであります。出水市では日々雇用を含む臨時職員413人中、フルタイムは保育士12人のみでありました。地方公務員法では本来任期の定めのない常勤職員の任用が原則とされておりますけれども、これまで国の集中改革プランの押し付けや市独自の行財政改革で正規職員の定数削減を行い、その分を臨時非常勤職員を増やし穴埋めしてきた経緯があります。今後、公序の常にある職であっても会計年度内の職であるとみなされれば、人員の調整弁となる可能性を否定できません。当局が本来行うべきは、正規職員と同じ仕事を担っている臨時非常勤職員の正規化や正規職員の定員拡大であります。正規職員と同様住民ニーズに応え、誇りを持って働いている全ての臨時非常勤職員に担う職に相応しい待遇改善と雇用の安定が図られるよう抜本的な改善を行うことが必要だと考えています。以上、本題を含んでいる本条例の制定に反対するものです。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これから、議案第6号、北薩広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(木下孝行議長)

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま上程されました議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、問題点を指摘して反対いたします。

これは、先ほど第6号でも述べましたが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定、議案第6号でも問題点は指摘しましたが、ここでは勤務時間や休暇等、再任用等については任命権者に委ね、いつまでも非正規、いつでも雇止め可能、生活できる賃金の保証はないという不安定低賃金という雇用条件の中で正規職員に課されている服務規定は同じく適用され、懲戒処分の対象とされます。パートタイムとされた会計年度任用職員については、正規職員の勤務時間より1分まで短い勤務が可能とされ、そこに至るまでの勤務時間についての時間外手当は100分の100とされ、これは労働基準法の脱法行為ではないかと指摘されるほど納得しがたい働かせ方を強要されながら、課される義務、服務規律は正規職員と同様であり

ます。これは当事者にとってはどう考えても納得しがたいものではないかと考えます。非常勤職員に依存した地方行政は見直しが求められていると考え、この条例の問題点を指摘し反対いたします。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これから、議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(木下孝行議長)

起立多数です。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。第2日の会議は、1月15日に開きます。お疲れさまでした。

午前10時47分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員
